

## H1N1インフルエンザ：今知っておくこと、なすべきこと

豚インフルエンザ（H1N1亜型）のウイルス感染が数カ国で確認されたことを受け、米国疾病管理予防センター（CDC）は米国における公衆衛生の緊急事態を宣言しました。世界保健機関（WHO）はウイルスの世界的流行が差し迫っていると示唆しています。公衆衛生に携わる人々のみでなく、その他のビジネスに携わる人々も病気への対応と感染を最小限に留めるための予防を徹底する事が大切です。

非常事態への対処方法に関するポリシーを策定する際、及び実際に世界的流行の病気発生時に対応を行う際に雇用者が留意すべき法的問題には以下のものが含まれます。

- 米国労働安全衛生局（OSHA）、アメリカ障害者法（ADA）、家族及び疾病休暇条例（FMLA）、及びその他の連邦、州による規定で定められている雇用者の義務及び裁量を見極めること。
- 雇用者が被雇用者に対して、医学的検査、防護装置の使用、欠勤等を強制することが出来るかどうか。その他、抗ウイルス薬剤や防護装置の購入及び配布についても法的な考慮が必要。
- 社内に感染者の疑いがあった場合、又は感染者が確認された場合、雇用者がその情報を社内又は公に公開する権利を有するかどうか。
- 福利厚生及びこれに関連する雇用者の被雇用者に対する受託義務への影響。
- 取引先相手が契約上の義務を遂行できなくなった、又はできなくなると予想された場合の選択肢及び義務。
- 取引先相手に対して契約上の義務を遂行できなくなった場合の選択肢及び義務。
- 行政当局又は潜在的投資家への情報開示。
- 行政当局から隔離、検疫、旅行等に関する規制的命令が出され、ビジネスに影響を及ぼす場合の選択肢及び義務。
- 政府に重要インフラと判断された業界への実質的及び法的な影響。
- 世界的流行の病気に対する非常事態計画の策定及び改善に関する選択肢及び義務、及びそれらの選択が及ぼす法的な影響。

マグワイヤウッズ（McGuireWoods）は、H5N1（鳥インフルエンザ）発生時にも多くの企業の非常事態計画策定とその実行のお手伝いをいたしました。現在全米で広まっている食品汚染、その他の緊急事態への対応も行っております。

詳細につきましては下記までご連絡下さい（日本語可）

セオドア・ローパー (Theodore J. Roper)  
ロサンゼルス事務所  
T: 310.956.3445  
[troper@mcguirewoods.com](mailto:troper@mcguirewoods.com)

ジョン・ビーン (John C. Beane)  
アトランタ事務所  
T: 404.443.5714  
[jbeane@mcguirewoods.com](mailto:jbeane@mcguirewoods.com)

サビナ・ヘルトン (Sabina A. Helton)  
ロサンゼルス事務所  
T: 310.315.8269  
[shelton@mcguirewoods.com](mailto:shelton@mcguirewoods.com)

戸崎愛理 (Airi Tozaki)  
ニューヨーク事務所  
T: 212.548.2128  
[atozaki@mcguirewoods.com](mailto:atozaki@mcguirewoods.com)

スティーブン・中曾根 (Steven M. Nakasone)  
ロサンゼルス事務所  
T: 310.315.8206  
[snakasone@mcguirewoods.com](mailto:snakasone@mcguirewoods.com)